

長井市監査委員告示第11号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和6年3月26日

長井市監査委員 梅津 宏明

長井市監査委員 勝見 英一朗

記

1 監査の範囲 令和5年度（令和5年4月～令和6年2月）の一般会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況

2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
令和6年3月26日（火）	観光文化交流課 新産業団地整備課

3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められたが、観光文化交流課においては、補助金交付に係る起案書及び契約等の締結に係る起案書について決裁権者の誤りや財政課長の回議漏れが見受けられたため事務決裁規程に準拠するよう留意を求めた。